

豊能地域活性化推進協議会

おおさか地域創造ファンド豊能地域支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府が定めるおおさか地域創造ファンドによる支援事業計画実施要領（以下「府実施要領」という。）第9条第2項第3号及び公益財団法人大阪産業振興機構（以下「振興機構」という。）が定めるおおさか地域創造ファンド事業助成金交付要綱（以下「機構交付要綱」という。）第7条第3項に基づき、技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした、地域が主体となった新しい事業を創出し、地域の活性化につなげるため創設されたおおさか地域創造ファンド地域支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 おおさか地域創造ファンド豊能地域支援事業の実施主体は、能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市、能勢町商工会、豊能町商工会、箕面商工会議所、池田商工会議所、豊中商工会議所、株式会社日本政策金融公庫十三支店の参画を得て設置する豊能地域活性化推進協議会（以下「推進協議会」という。）とする。なお、推進協議会の助成金の交付に関する事項については、当該推進協議会の事務局たる豊中商工会議所の会頭が行う。

2 推進協議会が、第8条に定める助成金の交付決定その他の助成金交付に関する手続きを行うに当たっては、予め、機構交付要綱に定めるところにより、振興機構に対して助成金交付手続きを行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「豊能地域」とは、大阪府豊能郡能勢町、同郡豊能町、箕面市、池田市、豊中市の行政区域を指す。

2 この要綱において「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年12月11日法律第147号）第2条に定める中小企業者をいう。

3 この要綱において「地域助成事業者」とは、第4条に掲げる助成対象者のうち第8条に定める助成金交付決定を受けた者をいう。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 現在事業を営んでいない者で、豊能地域において創業を予定している者
- (2) 豊能地域に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ

(3) 中小企業者以外の者で豊能地域内において自ら事業を行う次に掲げる者

- ① 特定非営利活動法人
- ② 農事組合法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ④ 社団法人、財団法人
- ⑤ 商工会、商工会議所

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付対象となる事業は、府実施要領第8条及び機構交付要綱第3条に定める地域支援事業とし、技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい事業であり、地域の中小企業に広く波及効果を与えるなど地域活性化に資する次の事業で、推進協議会が策定した「豊能地域活性化プラン」に適合する事業とする。

- ① 地場産業の技術・製品を活用した事業
 - ・地域資源である地場産業等の鉱工業品の技術を不可欠なものとして用いられる商品の開発、生産又は需要の開拓
 - ・地域資源である地場産業等の鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓
- ② 観光文化資源を活用した事業
 - ・地域資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓
- ③ 農林水産資源を活用した事業
 - ・地域資源である農林水産物をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓
- ④ 地域人材を活用した事業
 - ・地域資源である人材を活かして行われるプロジェクト
- ⑤ 地域の産学官連携による事業
 - ・地域の大学、研究機関又は人材との連携による新商品の開発、生産又は需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓
- ⑥ その他上記に準ずる事業

2 助成対象事業は、第4条に定める助成対象者のうち、助成金の交付を受けようとする者が主体となって実施するものとする。

3 助成率、助成限度額及び助成期間は、別表1のとおりとする。

4 助成対象経費は、助成事業の実施に直接必要な製品・技術開発、販路開拓、人材養成及びその他の経費のうち、別表2に定める経費とし、当該助成期間内に支払いが完了するものに限る。

(選定方法)

第6条 推進協議会は、予め、推進協議会が別に定める豊能地域支援事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、公募を行うものとし、助成金交付の応募申請のあった助成対象事業の中から、推進協議会に設置した「豊能地域助成事業選定委員会」において次の観点から総合的に審査を行い、選定を行うものとする。

- ① 新規性
- ② 市場性
- ③ 成長性
- ④ 革新性
- ⑤ 実現可能性
- ⑥ 地域活性化への波及効果

2 推進協議会は、前項により選定を行った助成対象事業に対する助成金交付について、振興機構に事業採択の承認申請を行い、振興機構に設置されたおさか地域創造ファンド事業審査委員会の審査を受けるものとする。

(助成金交付の申請)

第7条 助成金交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、予め、公募要領に基づく事業採択を得たのち、助成金交付申請書に事業計画書を添付して、推進協議会に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(助成金交付の決定)

第8条 推進協議会は、第6条の規定による助成対象事業の選定を経て、当該申請に対する助成金の交付の適否及び交付額の決定を行う。

2 推進協議会は、前項の場合において、適正な助成金の交付を行うために必要があるときは、助成金交付申請に係る事項につき、修正を加えるものとする。

- 3 推進協議会は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

(助成金交付の条件)

第9条 推進協議会は、前条に定める助成金交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更（推進協議会の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、推進協議会の承認を受けるべきこと
 - (2) 助成事業の内容の変更（推進協議会の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、推進協議会の承認を受けるべきこと
 - (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、推進協議会の承認を受けるべきこと
 - (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに推進協議会に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (5) 第7条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うこととすること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、推進協議会は、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成事業に要する経費の使用方法に関する事項等について、必要な条件を附するものとする。

(助成金交付決定の通知)

第10条 推進協議会は、助成金交付の決定をしたときは、速やかにその内容及びこれに附した条件を、当該助成金交付の申請をした者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取り消し)

第11条 推進協議会は、助成金交付決定を行った場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該助成金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更するものとする。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 推進協議会が前項の規定により助成金交付決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。
 - (1) 天災地変その他助成金交付決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 地域助成事業者が、助成金交付決定後に生じた事情の変更により助成事業を遂行することができない場合（地域助成事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 推進協議会は、第8条に定める助成金交付の決定を行った場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該助成金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更するものとする。
- 4 第10条の規定は、第1項又は第3項の処分をした場合について準用する。

（助成事業の遂行）

第12条 地域助成事業者は、この要綱の定め並びに助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

（状況報告）

第13条 地域助成事業者は、事業年度毎及び推進協議会から請求があったときは、助成事業の遂行の状況に関し、推進協議会に報告しなければならない。

（助成事業の遂行の指示等）

第14条 推進協議会は、地域助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従った助成事業の遂行の指示等を行うものとする。

- 2 推進協議会は、地域助成事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の一時停止を求めることができる。
- 3 推進協議会は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、地域助成事業者が当該助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を推進協議会が指定する日までにとらないときは、第18条の規定により当該助成金交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（事業実績報告）

第15条 地域助成事業者は、当該事業年度分として交付を受ける助成金につい

て、助成事業の成果を記載した地域助成事業実績報告書を作成し、当該事業年度が終了する期日までに、助成金の使途について支払いの事実を明確にした証拠書類を添えて推進協議会に提出しなければならない。

- 2 年度途中で事業が完了したものにあつては、速やかに証拠書類を添えて事業実績報告書を作成し、推進協議会に提出しなければならない。
- 3 地域助成事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 推進協議会は、前条の規定により報告を受けた場合において、当該報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、この要綱の定めるところにより、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該地域助成事業者に対して求めることができる。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。

(助成金の額の確定)

第17条 推進協議会は、第15条に定める報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該地域助成事業者に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第18条 推進協議会は、地域助成事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく推進協議会の処分違反したときは、この要綱の定めるところにより、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 推進協議会は、前2項の決定の取消しをした場合は、その内容を速やかに当該地域助成事業者に通知するものとする。

(助成金交付手続き)

第19条 推進協議会は、第17条に定めるところにより助成金額の確定を行った助成金について、当該地域助成事業者に交付する。

(助成金の返還)

第20条 推進協議会は、第18条に定めるところにより、助成金交付決定を取り消した場合において、助成事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 地域助成事業者は、前条に定めるところにより、助成金の返還を求められたときは、その指示に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を、当該処分を行った推進協議会に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、地域助成事業者の納付した金額が返還を求められた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた助成金の額に充てられたものとする。

3 地域助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を、当該返還を求めた推進協議会に納付しなければならない。

4 推進協議会は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。

(他の助成金の一時停止等)

第22条 推進協議会は、助成事業者が助成金の返還を求められ、当該助成金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においてその者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第23条 推進協議会は、助成金交付の決定を取り消し、助成事業の遂行若しくは一時停止を求め、又は助成事業の是正のための措置を求めるときは、当該地域助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産処分の制限)

第24条 地域助成事業者は、助成事業により取得し又は効用の増加した次に掲げる財産を、推進協議会の承認を受けないで、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で推進協議会が定めるもの
- (5) その他推進協議会が助成金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(助成金の経理)

第25条 地域助成事業者は、助成金に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備し、且つ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第26条 地域助成事業者は、助成事業完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに推進協議会に報告しなければならない。

- 2 推進協議会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(立入検査等)

第27条 推進協議会は助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地域助成事業者に対して報告を求め、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、ファンド事業の実施について必要な事項は、振興機構と協議のうえ実施するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 20 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1 (助成額・助成率・助成期間)

助成額・助成率・助成期間については、次のとおりとする。

助成総額(上限) [年度毎助成額(上限)]	助成率	助成期間
1,000 万円/3 年 [500 万円/年]	3 分の 2 以内	3 年以内

別表 2 (助成対象経費)

事業区分	内 容
1. 製品・技術開発	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④原材料費(仕入れとみなされるものを除く) ⑤機械装置、工具器具又は簡易な建築物の購入、製造、改良、 据付、借用、保守又は修繕に要する経費(汎用性が高く使用 目的が特定できないもの、量産のための設備投資とみなされ るものを除く) ⑥外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、 実験費、設計費、試験検査費、システム開発費(初期費用のみ) ⑦知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等 登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
2. 販路開拓	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④展示会等の会場整備費、会場借料、出展料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費
3. 人材養成	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④研修会等の会場整備費、会場借料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費 ⑥研修費(受講料・原稿料等)
4. その他事業	事業の実施に直接必要な経費で上記に準ずるもの
5. 事務費	①従事者旅費 ②会議費(お茶代)、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入 費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、保険料、消耗品費、備品 購入費、雑役務費 ③短期的なアルバイト等の賃金・交通費 ④事業実施に必要な事務所・工場等の改装費(建替え、増築を 除く)、賃借料、共益費(保証金、敷金、仲介手数料を除く) ⑤法人設立に要する司法書士等手続き代行費用

※対象外経費は次のとおりとする。

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う
 手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費
 用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用